

鈴鹿市教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
小 中 学 校
学校以外の教育機関

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年3月24日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程を廃止する訓令

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程（平成28年鈴鹿市教育委員会訓令第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。